

議事日程(第4号)

令和4年12月9日 午前9時06分開議

- 日程第1 特別委員会報告について
- 日程第2 議案第58号 吉賀町特用林産物集出荷施設の指定管理者の指定について
- 日程第3 議案第59号 吉賀町医療・介護統括管理者の設置に関する条例の制定について
- 日程第4 議案第60号 吉賀町職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について
- 日程第5 議案第61号 吉賀町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第62号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第7 議案第63号 吉賀町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第64号 吉賀町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第65号 令和4年度吉賀町水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第10 議案第66号 令和4年度吉賀町下水道事業会計補正予算(第2号)
- 日程第11 議案第67号 令和4年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第12 議案第68号 令和4年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第13 議案第69号 令和4年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第14 議案第70号 令和4年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第15 議案第71号 令和4年度吉賀町一般会計補正予算(第6号)
- 日程第16 発議第6号 介護保険制度を介護する人・受ける人がともに大切にされる制度へ改善することを求める意見書(案)
- 日程第17 閉会中の調査報告について
- 日程第18 閉会中の継続調査について
- 日程第19 議員派遣の件について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 特別委員会報告について
- 日程第2 議案第58号 吉賀町特用林産物集出荷施設の指定管理者の指定について
- 日程第3 議案第59号 吉賀町医療・介護統括管理者の設置に関する条例の制定について

- 日程第4 議案第60号 吉賀町職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について
- 日程第5 議案第61号 吉賀町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第62号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第7 議案第63号 吉賀町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第64号 吉賀町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第65号 令和4年度吉賀町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第66号 令和4年度吉賀町下水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第67号 令和4年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第12 議案第68号 令和4年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議案第69号 令和4年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第14 議案第70号 令和4年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第15 議案第71号 令和4年度吉賀町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第16 発議第6号 介護保険制度を介護する人・受ける人がともに大切にされる制度へ改善することを求める意見書（案）
- 日程第17 閉会中の調査報告について
- 日程第18 閉会中の継続調査について
- 日程第19 議員派遣の件について

出席議員（12名）

1番 桜下 善博君	2番 村上 定陽君
3番 三浦 浩明君	4番 桑原 三平君
5番 河村由美子君	6番 松蔭 茂君
7番 河村 隆行君	8番 大庭 澄人君
9番 藤升 正夫君	10番 中田 元君
11番 庭田 英明君	12番 安永 友行君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	岩本 一巳君	副町長	……………	赤松 寿志君
教育長	……………	中田 敦君	教育次長	……………	大庭 克彦君
総務課長	……………	野村 幸二君	企画課長	……………	深川 仁志君
税務住民課長	……………	榎木 昭典君	保健福祉課長	……………	中林知代枝君
医療対策課長	……………	永田 英樹君	産業課長	……………	堀田 雅和君
建設水道課長	……………	早川 貢一君	柿木地域振興室長	……………	山根 徳政君
出納室長	……………	村上 恵君			

午前9時06分開議

○議長（安永 友行君） それでは、ただいまの出席議員数は12人です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

議事日程は、ただいまお手元に配付したとおりです。

日程第1. 特別委員会報告について

○議長（安永 友行君） 日程第1、特別委員会報告についてを議題とします。

お手元に配付のとおり、地域医療調査特別委員長から報告書が提出されておりますので、地域医療調査特別委員長からの報告を求めます。3番、三浦地域医療調査特別委員長。

○地域医療調査特別委員長（三浦 浩明君） それでは、地域医療調査特別委員会より調査報告をいたします。

吉賀町議会議長、安永友行様。地域医療調査特別委員会委員長、三浦浩明。
調査報告書。

本委員会に付託された地域医療に関する諸々の事項について、下記のとおり調査を行いましたので報告いたします。

記。

1、調査年月日。

第1回、令和4年6月27日から第10回、令和4年11月18日、計10回の調査委員会を開催しております。医療対策課へのヒアリングは2回と、石州会へのヒアリングを1回実施して、あとは委員会での協議となっております。

2、調査結果。

当委員会は、石州会、並びに医療対策課へヒアリングを行うとともに、10回の委員会を開催し、次項のとおり委員会としての意見を取りまとめた。

裏面に移りまして、3、調査意見。

病院存続は住民の安心安全体制の追求であるため、町民への理解を得て、支援を含め協力を呼びかけることも必要である。

本来公設民営化は、医療体制の存続のために町が主導する考えを表現化したもので、具体策を早急に打ち出し、実現すべきであり、いたずらに時間をかけることは好ましくない。まず、吉賀町、石州会双方のトップ会談を実現し、公設民営化の実現に向け努力されたい。

益田圏域での医療構想の中で当町の医療を考えなくてはならないが、24時間体制の企業が多い当町にとっては、救急体制（二次救急）は必要であると考えます。

町民の声を聴かずに国の方針、県の考えを主にすることは問題であり、行政は広報等により町民に協力関係と呼びかける努力をする必要がある。

以上、報告します。

○議長（安永 友行君） 特に質疑があれば許しますが、よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（安永 友行君） それでは、以上で地域医療調査特別委員長からの報告は終わります。

日程第2. 議案第58号

○議長（安永 友行君） 引き続き日程第2、議案第58号吉賀町特用林産物集出荷施設の指定管理者の指定についてを議題とします。本案については質疑が保留してあります。これを許します。質疑はありませんか。9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） この議案第58号ですけれども、指定管理者となる団体が食と農・かきのきむら企業組合でございます。この企業組合、この集出荷施設を、指定管理を受けることによって得られるメリットについてご説明願います。

○議長（安永 友行君） 堀田産業課長。

○産業課長（堀田 雅和君） お答えいたします。

現在、食と農・かきのきむら企業組合におきましては、JA柿木の所と、産直市場集出荷施設ということで、役場の隣と2か所で運営されております。特用林産物集出荷施設で指定管理者となれば、農協のほうを引き払って1か所にするということで、色々なところで効率性が上がるということのメリットがあるというふうに考えております。以上です。

○議長（安永 友行君） 11番、庭田議員。

○議員（11番 庭田 英明君） 指定管理料がゼロ円だということですが、これは受ける側が十

分に理解した上でのことかどうかというのをお尋ねしたいと思います。町の建物を管理するとき、ゼロというのが今まで記憶にないような気がするんですけど、その辺のところのいきさつも併せてお願いしたいと思います。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） お答えいたします。

指定管理料がゼロ円であることということでございます。同施設につきましては、従前の指定管理の体制、そのときからゼロ円であったというところ、そこを今回も引き継いでいるということでございます。施設の性格そのものについては、基本的には変わりはないというようなところから、指定管理料についてはそうしたものを引き継いで考えているというところでございます。

それから、指定管理料がゼロ円であるという施設ですけれども、これについては、施設によっては指定管理という制度の中にあってもゼロ円という施設は現に存在しております。代表的なのは、地区集会所は指定管理施設にはなりますけれども、管理料についてはゼロ円というふうな、そういう取り扱いもしておりますので、必ずしもないというわけではないというふうに思っております。

それから、今回、食と農・かきのきむら様が指定管理候補者となったということで、法人さんのほうが指定管理料がゼロ円であることをどれほど理解というか、していただけているかというふうなところはあろうかと思っておりますけれども、これについては、こちらで実際に現地説明会であったり、そうしたものを経て、そうした条件下の中で最終的に応募をされたというような経過をたどっておりますので、その部分については御理解をいただけているというふうに考えております。

○議長（安永 友行君） 11番、庭田議員。

○議員（11番 庭田 英明君） 説明ありましたが、以前も指定管理に出しておったけどゼロ円だったので、それを踏襲するというお答えでしたけど、実際に指定管理の制度から見て少し、今までそうだったからこのたびもそうしたんだという説明は、行政として公平公正な立場からいかなものかと思えますし、そもそも集会所は管理料を支払っていないというのは、それは当然のことであって、集会所は住民の要望で建設した建物ですので、それとこの施設を一緒にするというのは行政の立場としていかなものかと思えますけど、もう一回答弁お願いします。

○議長（安永 友行君） 赤松副町長。

○副町長（赤松 寿志君） お答えさせていただきます。

指定管理のどの施設でも共通なんですけども、収入が見込まれるところは収入と、それから維持管理にかかる経費、それに係る経費でその不足を指定管理料としてお支払いするという、こういう仕組みになっております。

ここの施設につきましては、農産物の、今まではシイタケだったんですけども、シイタケの集

出荷に係る取引で、そこに係る手数料をいただいて、それと施設の維持管理費、これとを比較したときに手数料のほうが多いということで、指定管理料はゼロということでやった結果がございました。

同様に、今回もここで今度はシイタケだけじゃなく、野菜とかそういったことも取り扱うことになると思いますけども、そういった手数料と施設の維持管理費を比較すると、そうするとやはり収入で得られる手数料のほうが多く得られるんじゃないかという、そういう収支の想定のもとに指定管理料はゼロということにさせていただきましたので、それに基づいて応募された方も、そういう収支計算で採算がやっつけられるということで応募されているということで、応募された方も理解していただいているというふうに理解しているところでございます。

○議長（安永 友行君） 9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） 今、副町長の答弁の中で、維持に係る経費ということでありました。企業組合さんのほうに説明された分がいいんですが、年間の水光熱費、幾らという形で説明されたかお聞きします。

○議長（安永 友行君） 堀田産業課長。

○産業課長（堀田 雅和君） お答えいたします。

説明を幾らでしたかというのは、今すぐ分かりませんが、その維持管理に、水道光熱費の維持管理にかかる当初予算のベースでいきますと、電気料が79万円、それから水道料が1万3,000円、ガス代が2万6,000円、下水道代で1万3,000円。今、産業課のほうで直営で管理しております、それぐらいを今年度の予算として計上していますので、恐らくそれぐらいはかかるだろうということで想定をしております。

以上です。

○議長（安永 友行君） 10番、中田議員。

○議員（10番 中田 元君） 先ほど9番議員のほうからありましたけれども、JAのほうを今使っておるのをやめて、この集荷センターで行うという話でしたが、これは今まで、農協のかなり長い期間やっております、たまたま私ものぞくことはないんですが、今年、二、三回その場所をのぞきましたけれど、農協のほうにかなりの集荷物が出ておりました。これが今のこの集出荷施設に、実際のところ2部屋あそこの集荷センターずっと、上側のほうの広いところは分かりませんが、どこまでが使えるのか、かなりの場所を取っておりますけれども、農協のほうを引き上げて、スペース的に使えるのかどうか。それと、もう4月からやるということなんですか。長いことJAのほうで使っております、その辺のところはJAのほうも分かっておるのかどうか、ちょっと具体的に教えていただけたらと思います。

○議長（安永 友行君） 堀田課長。

○産業課長（堀田 雅和君） お答えいたします。

現在も農協のほうでは使っておりますけど、御覧になったら分かると思いますけど、農協の肥料とかも置いてある中で野菜の集出荷を行っております。農協のほうは主にはグリーンコープ生協の集出荷場となっております、柿木庁舎の横にあるのは産直市場の集出荷場というふうに区別されておりますが、一つになることによって、特用林産物集出荷施設の中がかなり広くスペースがございますので、そこで一元的に農林水産物の集出荷を行いたいということで、食と農・かきのきむら企業組合さんのほうでいろいろ検討されたというふうに聞いております。

それから、指定管理者となれば、農協にも地代をお支払いしています関係上、協議をしているということで、4月から稼働したいというようなことも聞いております。

以上です。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。11番、庭田議員。

○議員（11番 庭田 英明君） 同じような業務をされておる農業公社のほうの状況を知らせてください。

○議長（安永 友行君） 赤松副町長。

○副町長（赤松 寿志君） お答えします。

農業公社の施設は、農業公社の持ち物ですので、町有施設ではないですので指定管理料とかそういうものは発生しておりません。

○議長（安永 友行君） 11番、庭田議員。

○議員（11番 庭田 英明君） 申し訳ないです。やくろのことです。

○議長（安永 友行君） 赤松副町長。

○副町長（赤松 寿志君） やくろに対して補助金とか、そういう町の経費は一切出ておりません。

道の駅の管理料として、トイレの清掃とかそちらのほうだけ出てはいますが、やくろの自体の運営費については、経費は出ておりません。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑はこれで終わります。

これより討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第2、議案第58号吉賀町特用林産物集出荷施設の指定管理者の指定についてを採決をし

ます。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

日程第3. 議案第59号

○議長（安永 友行君） 日程第3、議案第59号吉賀町医療・介護統括管理者の設置に関する条例の制定についてを議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） 先日来の一般質問のところでお聞きをしておりますと、この統括管理者になられた方ですが、行く行くは石州会の理事長に就くということがあり得るというふうを受け止めてよいかお聞きします。

○議長（安永 友行君） 永田課長。

○医療対策課長（永田 英樹君） 石州会の理事長に就かれるかどうかという部分につきましては、本来社会医療法人石州会の理事会等々で決定していくべきものだというふうに認識しておりますので、町としてその部分についてお答えできる立場にはないというふうに思っております。

町としては、あくまでも町の地域医療を実現していくため、それと、介護との連携を図っていくというようなところでの管理者というふうに想定をしておりますので、その部分で十分な連携を図ってまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（安永 友行君） 9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） それと、先週の質疑の中で、課長より管理者につきましてはアクションプランのところにも入っていただくということでありました。町の統括管理者であると同時に、石州会さんのほうはどのような肩書きになるか分かりませんが、役を得ておられるわけですが、アクションプランに出るということは、どういう立場で出ることになるのか、その点をお聞きします。

○議長（安永 友行君） 永田課長。

○医療対策課長（永田 英樹君） 基本的にアクションプランにつきましては、石州会が実施をしていくべきものであろうというふうに思っております。そこに関与していただく上で、石州会側のポジション、権限等も必要であらうというようところで、先般のトップ会議、それから実務者会議の中で協議をし、確認をさせていただいたところでございます。

そういったところを受けまして、石州会側といたしましては、先般職員に向けての説明会と、あと11月の中頃であったと思います、理事会のほうを招集されまして、そのところで今回入ら

れます木谷院長につきましては、理事長の相談役というようなポストで、様々な経営改善についての助言を得ていくというような形で説明をされ、御理解をいただいているというふうに伺っております。

そういったところで、町側のいわゆる立場と石州会両方の相立場をもつての参画ということで、そこで双方との今後の地域医療を守っていく取り組みの実現化に向けて対応していただくというような考えで進めてまいるというふうに考えております。

○議長（安永 友行君） 3番、三浦議員。

○議員（3番 三浦 浩明君） この統括管理者の設置ですが、これが実現化すると今現在の医療対策課の業務内容等々、そういったものにどういった影響がある、影響と申しますか、どういった業務的にどういうふうに変ってくるのか、その辺をお聞きします。

○議長（安永 友行君） 永田課長。

○医療対策課長（永田 英樹君） お答えをいたします。

統括管理者の設置によって医療対策課の業務がどのように変わってくるかというようなところでございまして、主にはやはり地域医療に関する、医療に関する専門的な指導、御助言が可能になるかというふうに思っておるところでございます。

具体的に町が今後定めてまいりますどのような病院像を実現していきたいか、そういったところに必要となります医師については、どの程度の人数を最低限確保しなければならないか、また、どういった科に対応できるような医師が求められているのか、そういったところについて、また、その確保についてどのようにしていくかというようなところも、いわゆる医師派遣先との交渉等々も必要になってくるというふうに思っております。

そういった部分につきまして、やはり県からも指摘がございまして、そういった部分のノウハウ等々が町のほうにはございませんので、そういった方々に指導・助言をいただくことは必要であるというような見解も示されておりますので、町といたしましてはそういった部分について統括管理者のほうから助言をいただきまして、具体的に公設民営化実現に必要な病院像、それに対する体制の整備等々を実現してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（安永 友行君） 3番、三浦議員。

○議員（3番 三浦 浩明君） 分かりました。今の説明で医師確保と、そういう言葉があったんですが、私たちが気にしている、昨日一般質問でもありましたけど、看護師、介護士等々の募集です。ここが一番気になってくるんですが、それが医療対策課のほうで担当してやるものか、この管理者設置によってそのあたりの募集関係のことも良好になっていくのか、その辺が一番ちょっと心配なところがありますけど、看護師、介護士、その募集については、どういうふうに変っていくのか、どう考えているのかお聞きします。

○議長（安永 友行君） 永田課長。

○医療対策課長（永田 英樹君） 実際まだ条例のほうは制定をされておきませんが、実際石州会の相談役というようなところで、もう既に理事会のほうの御了解得られて、実際に木谷先生につきましては、今週6日の日から石州会のほうに入られて、それぞれ個々に面談のほうを実施をされておられます。今現在、主要なスタッフ等々の面談のほうに今着手されたという状況でございます。

そのときに、詳細については申し上げられませんが、当然看護師確保をどうしていくのかというようなところの今現在の問題点等々もヒアリングをなさいまして、その中でいろいろと指導・助言等をいただいております。

その中においては、当然今後ダウンサイジングをしていく中で、まずどれだけの看護師が必要になってくるのかというようなところを、まず明確にしていくということで、その部分をまず最低限確保していかなければならない。

それと、やはりこれまで一つの問題点といたしまして、六日市学園自体の効果と申しますか、成果と申しますか、そういったところで看護師等々の確保には非常に一定程度成果を上げてきたという、その辺の評価があるわけでございますけれども、実態としてどうなのかというような中では、やはりある一定期間勤められたところで、やはりその場をいわゆるこの六日市病院を退職をして、また次のところに移ってってしまうというような傾向があります。

そこについては、やはりその人材を離さない取り組みと申しますか、ここにある職員が、いろいろやりたい業務等々に関わりたいんだけど、なかなかそこに就けないというような実態もあるのではないかと、また、そういった看護師等々の職種をスキルアップしていくような育成システムというの、十分機能してなかったのではないかと申します。そういうところも意見として伺っております。

今後、ダウンサイジングをしていくということで、人員削減が必要というふうにご考えておりますけれども、今おられる方の中から確実に残っていただける方が何人おられるかというようなところを、今後も面談等々をしていく中で、一方ではやはりそういった方を何とかと申しますか、離職につなげないといいますが、引き続き残って吉賀町に必要な医療の従事者になっていただくというようなところを、やはり町といたしましても、そこに向けた対策を実施してまいりたいというふうに思いますし、石州会と一緒にやっていかなければならないと思います。その部分についても、やはり今回設置をさせていただきます管理者のほうにいろいろと指導・助言等々をいただきながら、具体化してまいりたいというふうにご考えておるところでございます。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。4番、桑原議員。

○議員（4番 桑原 三平君） ちょっと確認のためにお聞きしますが、報酬及び費用弁償の額は

別に定めるということで、この統括管理者の時間額ということですが、この医師という、また病院院長というかなり責任のある地位におられるわけですので、処遇面ということになりますとかなりの額ですが、これは、時間はどのような起点、設定はどこから、こっちに上がってくるまでの時間もあります。大体タイムカードとかいうような問題では、それはないだろうと思いますので、その点のことはびちっと処遇面で見ているのかどうか、ちょっと聞きます。

○議長（安永 友行君） 永田課長。

○医療対策課長（永田 英樹君） 報酬の部分についての、積算に関するところであろうというふうに思っております。

基本的に考えておりますのが、毎週火曜日にこちらのほうに来ていただきまして、午後から、今申しました石州会職員の方々との面談でありますとか我々医療対策課との協議、それからアクションプランの関係等々、様々な会議のほうに出ていただくというふうに考えておるところでございます。

大体そこら辺のところを、月に大体4回ぐらいを想定しておりまして、それ以外のところでもやはりいろんな場所で協議等々、リモート等させていただきながら、いろいろなお願いをさせていただく場合もあろうというふうに思っておりますので、月に大体6回程度従事していただくことを想定をしておるところでございます。

時間につきましては、基本的にこちらのほうに1時半、13時30分に入らせていただきまして、その後4時間ほど協議、そういったことをさせていただきまして、それでお帰りいただくというようなところを想定をしておりますので、大体その辺につきましてはタイムカード等はございませんけれども、庶務いたします医療対策課のほうで従事していただきました時間等々を記録をさせていただきまして、それに基づいて1月分のほうをお支払いをさせていただくというような内容となっておりますのでございます。

ちなみに単価のほうにつきましては、先にこういった制度を導入されておりますお隣の自治体のほうの部分を参考にさせていただいたという状況でございます。

○議長（安永 友行君） 5番、河村由美子議員。

○議員（5番 河村由美子君） この医療・介護につきましては、従来より学園の閉鎖の問題とか、いろいろその中で、いろいろ町のほうも検討されてきたと思うんですけども、いわゆる対策課というのを今4名の方で従事されておりますよね。それと、それに対して評価委員会も設置する。そして、今回統括ということでしょう。

要するに、医療が大切だということは誰しも理解できるんですけども、手順というか、やり方ということが、何かいろんな組織をつくって、どんどんお金をかけていだけで、それじゃあ対策課って何の役目をしてどうなったのかということがありますし、大体は町、町長自身も、もっ

と主体性を持って、こういうふうにかうしたいんだと、具体的な医療については素人かもしれませんが、町の財政とかその他を考えたときに、どの程度の規模で、今後人口推計がどういうふうになっていくということは常にシミュレーションできているわけですから、その辺をきちっとしてかからないと、これ以上の統括、医療のものの組織ができて、また雇って費用がかかるということはないかもしれませんが、何か後手後手してからあれと思う、費用ばかりかかって、時間ばかり取ってというような気がするんですが、もっと町が主体性を持って、こうあるべき、どうしなきゃならないというようなことをきちっとしてからかかっていかないと、時間とお金がかかるばかりのような気がするんですが、その辺町長、いかがお考えですか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 昨日、おとといの一般質問、昨日だったでしょうか、どちらかの議員さんのところでもお答えさせていただきましたが、公設民営化というのは本当に時間と労力がかかります。それは一日でも早く、一年でも早くというのが、これは本当誰もが望むところでございます。時代の流れでいったら、今は公設民営化というのは本当至難の業でございますから、我々もそうでございますし、それから石州会様もそうです。それから島根県もそうなんです、やはりそこにはかなりのものをやっぱりかけていかなければならない。財政的にも人的にも時間的にも必要になります。

それをいかに効率的にやるかということで、今三者、三者といいますのは、町と石州会と島根県でございます、今回からは、今度は日赤の病院長であったり、橘井堂さんのほうにもお力添えいただくということで今進めておりますが、やはりこれだけのものがやっぱりかかるということは御理解をいただきたいと思います。

こうしたことを後手後手という話もございます。他の議員さんのほうからもございましたが、やはりこうしたことを一つ一つ積み上げてこない、今のような現実が出てこない。今回はこの木谷先生に関わる管理者だけじゃなくて、やはり資産のことである、そうしたことをやっぱり整理していくためには、法的な方も必要だということで、弁護士の方の報酬も準備をさせていただいたということでございますので、これをじゃあ例えば医療対策課を設置した、あるいはその前後から、当初からもう想定をして分かっておれば、当然その段階で予算措置と条例等も必要だったのかも分かりませんが、やはり関係者でこの話を積み上げていく中で、こういうことが必要だということが出てきたわけでございますし、特に先ほど申し上げました関係機関の協議の中で、お互いが認識をしながらこうした準備をしていきたいと思います、吉賀町はこういった準備をしています、石州会はこうした準備をしています、島根県は国に対しての連絡の中で、こうしたものを事務的にサポートしていきます、こういうことで今流れておりますので、我々といたしましては決して後手後手に回っているということでは考えておりません、事務をしていく中で、進

渉していく中で必然的にこうしたことが出て、今まさにこうした対応を取らなければならないというふうに考えておりますので、当然これ以上経費と時間をかけるわけにはいきませんから、我々といたしましては関係機関一緒になって公設民営化に向けて頑張りたいということでございますので、その点御理解いただきたいと思っております。

○議長（安永 友行君） 5番、河村由美子議員。

○議員（5番 河村由美子君） 町長は意欲がましいといえますか、その辺のところを言って分からないことはないです。ですが、やはりこの6,000人の町を運営していくためにはどうあるべきかというのは、やはり能力と強い指導力がないもとは起こってこないと思うんです、もう事が起きてこない。ということは、いろんなもの準備してやって、対策課をつくったりなんかしながら、結果的にこうなるという言い訳と言えばおかしいんですが、ですから最初から分かったことなんです、そういうことが。

だから、議会にもそういうものが事前に報告も何もしないでこういうことをどンドンして、これが議会が反対したらどうなるか、多分そんなことはないとは思いますが、その辺のところも想定できるわけですから、やはりトップというのは強いリーダーシップを取って、指導力を発揮して、こうするべき、こうあるべき、経費は少なく、費用対効果はまあ適しませんが、その辺を十分考えてやらないと、まだまだ次があるんじゃないかというような懸念もするわけなんです、その辺どうですか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） その辺の手順を踏むために、前段で全員協議会を開催をさせていただいたという事情がございまして、全員協議会でお話ができる、その前段の会議の中で積み上げてきて、関係者が積み上げてきて、これで行きましょうという合意ができたからこそ、11月の末の全員協議会でお話できたわけでございますから、それを我々のほうが先走ってお話をするとはできないと思っております。

やはり公設民営化に向けて、チームとして今取り組んでいるわけでございますので、お互いがやっぱり合意をする中で、それぞれがやるべきことをそれぞれの立場で御理解をいただく。我々は行政の立場で議会のほうの御理解をいただかなければならないわけでございますし、石州会のほうは、理事長をはじめ今度は執行部会であったり、理事会であったり、最終的には評議員会だと思いますが、そちらのほうでそうした御理解をいただくような手続きを進められるということになるわけでございますので、我々といたしましても、少しでも早く議会のほうへお知らせ、全員協議会で説明ができるように、これからも当然努めていきたいというふうに考えております。

○議長（安永 友行君） 6番、松蔭議員。

○議員（6番 松蔭 茂君） この条例につきまして、内容的にも反対するとかそういうことは

ないかと思うんですけど、この条例の提案の出し方、もう今の課長の説明では、もう決まっていると。今から条例を制定して、議会で議決して、それでそういう、実際には今仕事をしておられるということじゃね。その辺がちょっとちぐはぐじゃないか。方法論じゃないけど、もう決まっておって、それを後から条例を出して、もうこれを決めてくれという、ちょっとルールとしておかしいんじゃないかと私は思うんじやが、いいんですかね、これで、こういう方法で。全て、このたびだけじゃなしに。このたびに限ってもいいんですが、ちょっとその辺、私どうも頭が回らるので、違うことを言っているかもわかりませんが、ちょっと正しく御説明ください。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） これまで精力的に関係者で10月の末からいわゆるトップ会談を皮切りに実務者会議であったり、それから事務方のほうも事務的な協議を、何度も何度も集まってさせていただきました。それぞれがそのタイミングということがあるわけです。町で言うと、今回上程をさせていただいた議会ということがあるわけでございます。場合によっては、町のほうの町長の専決処分ということも手法としてはないわけではありません。

ただ、我々といたしましては、予算もそうでございますが、専決処分ということではなくて、やはり議会のほうへ説明した上で上程をして、御承認なりの議決を賜りたいという思いの中で、正当な形で議案として今回お願いをさせていただいたということでございます。

ただ、現場のほうといたしましては、先ほど課長申し上げましたけど、既に木谷病院長のほうも現場のほうに入って、一刻も早く立て直しをさせてもらいたい、経営改善に向けても対応させていただきたいという思いの中で、既に事が動いておるといこともございますから、この施行規則のところも11月1日というようになっているわけでございます。遡及適用という形になっておるといことございまして、この点は今6番議員がおっしゃるとおりでございます。

その前段で専決処分なりをして、この議会で承認ということで行くのか、もしくはこの施行の期日を、この条例が制定をされたほうの日からいことの二者択一になろうかと思いますが、現場が動く、それから関係者が非常に多いということ、それから少しでも早くという木谷院長等々の思いの中で、今回こうした形を取らせていただいたということでございます。決して議会を軽視をしたとかそういうことではなくて、6番議員がおっしゃられる趣旨のところは重々受け止めておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（安永 友行君） 6番、松蔭議員。

○議員（6番 松蔭 茂君） 私は、議会のルール、議会というか、物事を決めるルールでということ聞いたわけなんで、今、町長は専決処分というふうに言われたんですが、条例も専決処分ができるんですか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） はたと御指摘いただきましたので、どうかと思います。

税条例なんかはまさにそうでございます。4月から新しい税改正があって、施行させていただいて、そのときには3月定例会後の招集がなかなか難しいということで、専決処分をしたものを、今度は4月1日以降の直近の議会のほうで御承認をいただくということ、あの手続きと同じようなことになりますので、私が先ほど申し上げたのはそうした趣旨のことでございます。

○議長（安永 友行君） 6番、松蔭議員。

○議員（6番 松蔭 茂君） 税条例の場合は、国の法律から自然にというか、あるわけなんで、これは専決処分せにゃいけんこともあるかと思うんですが、こういう、これは法律の中にこうふうにせえというふうにあるわけじゃないかと思うんで、その辺のことをお聞きしたいわけです。税条例の場合は法律がある、それによって地方のいろんな税金の条例を改正なり決める。それは、法律に基づいてやるわけではないから、それで専決処分ができるかどうかということをお聞きしたわけです。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） そこらあたり、よくよくこちらのほうでも法的な根拠も含めて調べてみたいと思いますが、今回のことでいえば、そうした手法を取らずに、遅ればせながらということになるかと思いますが、議会のほうへこの制定の条例を上げさせていただいて、御審議をいただいた上で御承認を賜りたいということで、上程をさせていただいたということでございます。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 統括管理者を置くということに対して、ちょっと今さら言っても仕方ないことですが、内容を聞いていますと、時期が遅いんじゃないかと、医療対策課と同時に設置するんだったら分かるけど、後になって設置すると、医療対策課ともめるといことはないんですけど、いざこざが起きる可能性もあると思うんです。その辺でやはり設定時期が遅かったということは、その辺はどう思いますか。

○議長（安永 友行君） 永田課長。

○医療対策課長（永田 英樹君） 設置時期というのが遅かったのではないかと御指摘でございますけれども、先ほど町長申しましたとおり、医療対策課を設置して地域医療を守る取り組みをどうしていくべきかというような協議のほうを、石州会と島根県等々積み上げていく中で、今回医療・介護統括管理者の設置をしていただき、具体的には益田日赤の木谷院長のほうに入っただき、専門的な指導、御助言のほうを得ているというようなところで、この部分がそういった部分については、ぜひとも必要であるというような見解で三者が一致をし、特に島根県からも是が非でも設置をして、早急に地域医療を守る取り組みを進めるようにというような指導等もございました。

そういった協議を経た上での必要性のほうを判断をし、今回関係する条例、それから予算のほうを上程させていただいたというようなところでございます。

今回この管理者を設置することによって、医療対策課との関係がまたどうなのかというようなところがありますけれども、基本的にはこの管理者につきましても、町のほうから入っていただきたいというような形で依頼のほうをさせていただいておりますので、基本的には医療管理者がお考えになる部分につきましても、十分にそういった指導・助言等々について受け入れ、責任を持って医療対策課のほうで実施をしてまいりたいというふうに考えておりますので、議員御指摘のような部分、そういったことにはならないのではないかと、むしろ積極的に指導・助言等々を100%実施できるよう全力を挙げて頑張ってもらいたいという考えで進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（安永 友行君） 5番、河村由美子議員。

○議員（5番 河村由美子君） 町長の先ほどの答弁で、議会を招集するいとまがないと、専決もできるんだというようなことも言われたんですけども、いわゆるそういうことが事前に分かっている、いろいろやっていく中で、もっと崇高な、要するにそういうものを、統括管理者を置かなくちゃならないというような実態になったんだと思いますが、それだったら医療対策課というのは何ぞやという、何をしてきたのか、どうなのかというのもあるんですけど、いわゆる議会を招集する間がないからと言っても11月24日に全協やって、したんだと思うんですけど、その中で11月1日に遡及して適用するということなどは、もってのほかだと思えます。

既に、それから9月から10月、ずっとずっと追ってきた問題ですから、招集するいとまがないとか、そういうことは全く理由にならないし、じゃあ医療対策課というのはどういうことなんでしょうか。その辺で費用ばかりかかって、時間ばかりかかるような、町長は先ほどいろんなことを積み上げてこうなったんだという説明ですが、世の中は1分1秒争うようなスピードをもってやらなくちゃいけない時代なんです。これ医療だからといって特別じゃないんです。もうこういうことはずっと前から、以前から分かっていたことですから、その辺で考えると、もう少し時間の無駄とお金の無駄は出てくるような気がするんですが、いかがしたものでしょうか。町長、その辺のお考えを。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） これまで、関係者でいろいろ話をしていく中で、こうしたやっぱり役職を置かなければならないというのは、経営改善が端的に言うように進んでいないからなんです。そこなんです。それがこの場に及んで関係者の話の中でやっぱり分かってきた。であれば、どういうふうに、ここを挽回していかなければならないかという話の中で、木谷先生が重たい決断をしていただいたということでございますから、必ずしもこうしたことが初めから分かっている

たということではなくて、関係者が話をしていく中で、こうした方法がいいだろうという形で制度化をさせていただこうということでございますので、これまでの部分をしっかり挽回をして、何回も言いますが、公設民営化を本当一年でも早く実現をするために、こうした役職を担保していきたいということでございますので、当初の段階から物事が順調にいったら、ひょっとしたらこうした役職は必要なかったかも分かりません。時間が流れていく中で、やはりこの場に来て、こうした立場の方が必要だということに関係者の協議で至ったということでございますので、この点申し添えておきたいと思っております。

○議長（安永 友行君） 5番、河村由美子議員。

○議員（5番 河村由美子君） この経緯は、あくまで経営改善が思うようにいってないからということでしょう。その原因は何ぞやということなんです。その経営改善というのは、当然石州会のほうにある。こっちがするわけじゃありませんから、その辺のところの合意形成がきちっとできていないから経営改善が進まない。石州会がやっていることと、町の思惑とは乖離しているわけでしょう、かなり。そうした中で他力本願的にいろんな役職の人を雇ってきて、助言をいただかなくちゃできない。それはプロ的には、あくまで病院の院長なんていうのは、医療には精通しておるかもしれませんが、経営に精通しているということじゃないと思うんです。ということは、その辺の考えがすごく違うような気がするんですが、いかがなんですか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 谷浦理事長の手腕の部分は、私の口からは申し上げることはできませんけど、仮にそうであるのであれば、まさにそうしたことにたけておられる日赤の病院長木谷先生も数年にわたって日赤の経営を立て直してこられた。今まさに今度は津和野の橘井堂の経営にも携わっておられるということでございますから、その経営手腕のところがやはりカバーが必要なのであれば、まさにこうした木谷先生に現場に入っていただく、町のほうからはこうした役職で、医療・介護について現場のほうでしっかり指導・助言をしていただくという形でございますから、やはり行政も必要である、病院の現場も必要であると。こういった合意の中で島根県が仲立ちをしていただいて、こういう人材が確保できたという中で我々は今回条例を出ささせていただいているわけでございますから、今まさに5番議員が言われたようなところがあるという前提で、こういう形にもなっているということは御理解をいただきたいと思っております。

○議長（安永 友行君） ちょっと時間も経過しましたので、10分間休憩します。

午前10時03分休憩

.....
午前10時13分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き、会議を再開します。

議案第59号を引き続き質疑を行います。質疑はありませんか。8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 統括管理者のお仕事の内容なんですけど、先ほど3番議員からも質問がありましたが、特に看護師さんの不足というのがすごく病院で問題になっていますが、その辺のことに對してどういうふうに指導・助言をしていただくのか、その辺を、いま一度ちょっと詳しくお願いしたいんですけど。

○議長（安永 友行君） 永田課長。

○医療対策課長（永田 英樹君） 今後不足が見込まれる看護師の確保について、どのような指導が期待できるかということだろうというふうに思っています。

具体的にその形にしていくのは、我々医療対策課等々の仕事であろうというふうに思っております。

その中で、先ほども答弁させていただいたんですけれども、実際にこれまでの傾向といたしまして、やはり奨学金等々を活用されて、その返済、ある一定期間病院のほうに従事をされれば退職をしていくというような、これまでの流れが一つあったというふうに認識をしておるところでございます。

実際多くの方がおられるんですけれども、大半の方がやはり返済の免除というような状況になると、町外のほうに出て行ってしまったというようなところ、そこをやはり食い止める形が必要であろうというふうなところでのいろいろな助言等々いただいております。

やはり具体的にはどういったこの病院、地域において医療を展開していくのかということやなところをまず明確にし、そこに対して協力していただける方が何人おられるのかということやなところの把握と、実際にはそういった返済期間が免除された方々が、ここに残って一緒に医療に従事していただけるような形を、やはりつくっていかなければならない。その取り組みというやなところが、実際今まで十分ではなかったというやなところの御指摘等々もいただいております。

その部分をいかに具体的に実現していくかが我々に課せられた課題ではないかというふうにご考えておりますので、まずはそういったところ、今おられる方々を残す取り組みというやなところを、重点を、力を入れていき、対応してまいりたいというふうにご考えておるところでございます。

○議長（安永 友行君） 11番、庭田議員。

○議員（11番 庭田 英明君） この条例に對してどうこう言うわけじゃありませんが、この1条と2条に、専門的かつ実践的とか、医療や介護に高い見識を有する方とかがうたってありますけど、町長がこの木谷氏に依頼したという判断をされたわけなんですけど、この高い見識を持っておられる方というのは、今アドバイザーをされています吉長氏も経営なり、あの方は医療の経

営診断士、全国で2万人おられるそうですけど、そこの理事もされていますし、経営ということ、医療ということに関しては遜色ない方だと私は思っていますけど、その方ではなくて、わざわざこの木谷氏を迎え入れたということは、県との絡みもあるんでしょうけど、特別な理由があるわけでしょうか、どうでしょうか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 今、お話がありましたように、条例の第1条では専門的かつ実践的、第2条のところでは高い識見というような言葉がございます。まさに木谷先生は、先ほどもちょっと触れましたが、益田日赤のほうで長年にわたって現場を担当され、そして経営のほうもトップとして頑張ってこられました。それから、橋井堂のほうでも、今、その手腕を発揮しておられます。そういう意味では、大変申し分のないということでございます。

一方、地方創生アドバイザーで、今御就任いただいております吉長先生も、まさにそうした分野では、非常にたけた方であるというのは承知をしております。吉長先生からも非常に六日市病院のほうを気にしていただいて、担当課長のほうへいろいろな情報も入れていただいたり、逆にこちらのほうからも先生のほうへも状況の説明もさせていただいたり、御指導もいただいているところでございます。

そうした中で、今回木谷先生ということでございますが、やはり一番重きを置いたのは、この益田圏域の医療構想を実現をするがためには、やはりこの圏域に一番御造詣の深い、そうした方がどなたかということで木谷先生にやはりお願いをするべきだろうということでございます。

一番の決め手といたしますか、私もそうでございますし、それから島根県もそうでございますが、島根県がつくっております医療構想、その中のとりわけ益田圏域の医療でございますから、そうした立場の方が一番適切ではないかという判断で、今回木谷先生にお願いをさせていただくことになりました。

この思いは、私もそうでございますし、石州会六日市病院のほうもそうでございます。島根県についても当然のことでございます。そうした経過なり判断の中で、今回木谷先生にお願いをさせていただくということになったということでございます。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑はこれで終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、討論はこれで終わります。

日程第3、議案第59号吉賀町医療・介護統括管理者の設置に関する条例の制定についてを採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

日程第4. 議案第60号

○議長（安永 友行君） 日程第4、議案第60号吉賀町職員の高齢者部分休業に関する条例の制定についてを議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありますか。9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） この部分休業によって退職手当等にも影響すると思いますが、その点についてはどのようにされるのか、また、決められたものがあれば、そのものの名称をお知らせください。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） 退職手当についての御質問です。

この退職手当に関しましては、その事務については、いわゆる総合事務組合のほうに事務委託をしております。そちらでその組合の退職手当に関する条例という形で、そこで取決めがなされるという、こういうことになっております。

このたびこうした制度を導入して、その取り決めがどうなのかということですが、その部分についても同組合のほうで内容は決められるということではありますけれども、当然いわゆる休業という形を取りますので、その部分がいわゆる幾らか減額計算がされる形で退職手当については計算されていくというふうになるというふうに考えております。

○議長（安永 友行君） ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑はこれで終わります。

これより討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第4、議案第60号吉賀町職員の高齢者部分休業に関する条例の制定についてを採決しま

す。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

日程第5. 議案第61号

○議長（安永 友行君） 日程第5、議案第61号吉賀町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案についても質疑が保留してあります。これを許します。質疑はありませんか。よろしいです。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。1番、桜下議員。

○議員（1番 桜下 善博君） 私は、第61号議案に反対をいたします。

理由は、11月24日の全員協議会において、町長は、これに関しては、地方公務員法の一部を改正する法律ということで、既に国会で成立をしておりますと、したがって、自治体でこの法律を曲げるわけにはいかないと述べられました。

つまり、この趣旨は、国会で決まった以上、幾ら地方議会が反対しても無駄とは言いませんが、それに近い趣旨であると。つまり、国が決めたことを町議会で否決できない、自治体は準じるしかないという旨のことを述べられました。

私は、一議員としまして、条例案として議会に上程された以上、町民の選挙によって選ばれた議員として、また、議会として、賛成・反対の意思を表わす権利義務があると思います。

定年制度の延長の考え方に官民の差が大きく、まだまだ議論が必要と思われます。上程されて期間が短く、町民の理解を得ることは、私は難しいと思います。町民にもこの定年制度延長を、しっかり説明をするべきだと思います。

したがって、町民の理解が得られないという理由で、私は第61号議案に反対をいたします。以上です。

○議長（安永 友行君） 続いて、賛成討論はありませんか。11番、庭田議員。

○議員（11番 庭田 英明君） 議案第61号に賛成の立場で討論をいたします。

武田信玄の言葉に「人は石垣、人は城」という文言があります。まさに人生100年時代を迎えた今日、60歳というのはまだまだ働き盛りでありますし、ましてや今、各分野で人材の不足が起こっております。何にしろ長い期間、こうやって公務に携わって、スキルを磨いてきた方の経験を生かすというのは、非常に大切なことだと思いますし、人は、人材は宝、財産であります。

でありますから、まだまだ我々、私も今、後期高齢者になっていますけど、まだそう皆様に迷惑をかけるような頭でもありませんし、体でもありません。ということを考えれば、65、70、定年延長はしても、しっかりこの町のために働いてもらうのが妥当だと思っております。

加えて、今、町は、まだまだ力を入れなければならない部分があります。町が豊かになるためには農林業、そして観光など、人材を増やして、若い人を増やして、活力を生むまちづくりをするためにも、こうやって60歳まで磨いたスキルを、今度は若い人たちが活躍できるように、後ろで支える人材というのもぜひ必要になってくると思います。

少し長くなりますけど、吉賀町の定員適正化計画の中に、資料いただいていますので、島根県でいいますと、先般も町長からもありましたけど、人口、職員数、吉賀町が島根県ではトップでありまして60.9人に1人の職員、一番少ないのが知夫村で17.7人の住民の方を1人の職員がお世話しているという統計が出ています。この数字が高いほど住民サービスが低下するということですので、まだまだ吉賀町定年を延長しながら若い人も増やして、町民の住民サービスに努めるということはぜひ必要でありますので、私はこの61号議案に賛成をしたいと思います。

以上です。

○議長（安永 友行君） それでは、次に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 引き続き、それでは、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第5、議案第61号吉賀町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 賛成多数です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

日程第6 議案第62号

○議長（安永 友行君） 引き続き、日程第6、議案第62号地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。

本案についても質疑が保留してあります。質疑を許します。質疑はありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑はこれで終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第6、議案第62号地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、採決をします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 賛成多数です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

日程第7. 議案第63号

○議長（安永 友行君） 日程第7、議案第63号吉賀町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案についても質疑が保留してあります。これを許します。質疑はありませんか。9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） これは、町長等の期末手当が引き上げられるという内容になっております。そこで、ちょっと町長にお伺いをいたします。来年度の予算編成の方針では、補助金について1割カットということで示されておりますけれども、そういう中で、町長自らの期末手当を上げるという条例の提案に至った理由について、改めてお聞きいたします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） まずは、後ほどの職員のところもでございますが、人事院勧告、人事委員会の勧告、これに準じて、これまでなぞらえてやってまいりましたので、まずはその制度はつくっておかなければならないということでございます。

その上で、その運用をどうするかということにつきましては、また別の問題があるかと思っておりますので、そのところについてはまた考慮してまいりたいというふうに思っております。

今現在では、私がこうしてこの職に就いているわけでございますが、またこれが、何と申しますか、特別職は順次替わってくるときは、いずれ来るわけでございますが、そのときのためにも、制度はまず制度として制定をしておきたいということでございます。

かつて特別職の期末手当を、勧告等がありながら据え置いたということもあったかと思いますが、これはこれとしてまたいつかの段階でということも考えておりますが、現状で申し上げますと、まず制度のところは制定をさせて、整備をさせていただいて、後の運用のところは、また別

の次元のところで考えていきたいというふうに考えております。

○議長（安永 友行君） 9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） 制度は制度としてということでした。

そういたしますと、給与等の特例の条例を出すというふうに検討されているのか、その点お聞きします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 現時点でそれに言及することはちょっとできません。今の段階ではできませんが、これから予算編成、まさにもう事務方のほうは入っておりますし、年が明けて予算編成を順次積上げをしていきますので、そこら辺りのところで、いろんな形で考えてみたいというふうに思っております。今、そうした準備をしているかどうかということであれば、準備はしていないということで申し上げるしかないと思います。

○議長（安永 友行君） ほかに質疑はありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） それでは、ただいま議題となっております議案第63号吉賀町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例についてに対する反対の討論を行います。

まず、先ほどの質疑の中で、町長は、制度は制度としてというふうに言われましたが、今吉賀町が抱えている大きな問題として、六日市病院のことがあります。それに伴いまして来年度の予算編成におきましては、補助金について1割のカット、約7,000万円ぐらいの金額になるかとは思いますが、本来なら町民等になされるべきものをカットしてでもやらなければいけない、そういうときに自らの期末手当の引上げということになりますと、十分町民の理解を得られないのではないかとこのように考えます。

さらには、今、町民、特に農業生産者のところは本当に赤字の中でも踏ん張っている、そういう方々に対しても、昨年お聞きをしたときには、生産者に寄り添うと、そういう言葉で表現をされましたが、今回質問した際には、そういう言葉もなく、申請主義だと非常に冷たい姿勢と私は受け止めました。

このような姿勢の町長が、自らの期末手当を上げるということに対しては、住民の理解を得られないという意味で、反対の討論とさせていただきます。

○議長（安永 友行君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 引き続き、反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第7、議案第63号吉賀町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 賛成少数です。したがって、本案は否決をされました。

日程第8. 議案第64号

○議長（安永 友行君） 次に、日程第8、議案第64号吉賀町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案についても質疑が保留してあります。これを許します。質疑はありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑はこれで終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。1番、桜下議員。

○議員（1番 桜下 善博君） 私は、第64号議案に反対をいたします。

理由は、以前、町長述べられましたが、コロナ禍あるいは物価高騰の折、職員も町民の一人として大変厳しい環境であるということを述べられております。私もそれについては大変理解しております。

しかしながら、この反対理由は、先ほど63号議案についても同じ理由であります。9月24日の全員協議会で令和5年度の予算編成について、六日市病院に対する財政支援のため、町民に対する補助金一律10%カットが示されました。六日市病院の存続のためには十分理解できます。そこについては反対ではありませんが、私は町民への説明が不足していると思っております。不足というよりも説明がありません。

町長は、職員一人一人が現状を認識し、財源不足の解消に向け、積極的に取り組まなければならないと述べられておりますが、まさにそのとおりであります。町民に財源不足の犠牲を押しつけるより、まず身を削る財政改革を示すべきであります。六日市病院存続のためとはいえ、補助金の一律10%カット、一方で給与の引上げについては到底町民に理解を得ることはできません。職員の皆様には大変申し訳ないという気持ちはありますが、まず無理・無駄を省く、身を削る財政改革を示すべきであると思っております。

以上の理由で第64号議案に反対をいたします。

以上です。

○議長（安永 友行君） 次に、賛成討論はありませんか。11番、庭田議員。

○議員（11番 庭田 英明君） 64号議案に賛成の討論をいたします。

先ほども申し上げましたが、吉賀町の職員を公募しても、なかなか人が集まらないという現状がずっと続いております。しかも町には、課題を解決しなければならない問題が山積をしております。先ほど申し上げましたように、農林業などの産業、そして観光など、これから町が本当に豊かになって、住民の皆さんが幸福度を満足する、そういう町にするためには、ぜひ若い職員の方の力が必要になってきます。

人は財産でありますし、人に投資することはこれからの行政に対しては最も重要視しなければ、人が町を動かし住民サービスをするわけですので、全国からこの吉賀町に来て、職員となって、そして豊かな町をつくる、そういう条件を整えるためにも、ぜひこの給料というのも一つの重要な部分でありますので、私はそういう意味で人の投資という意味で、この64号議案に賛成いたします。

以上です。

○議長（安永 友行君） 次に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） それでは、議案第64号吉賀町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての賛成討論を行います。

まず初めに、このたびの条例の改正の中で、若年層の給与の引上げがあります。実際に新たに職員に採用された方々が、民間のところと比べてよくないというふうな声を聞いておりました。そのような中で給与を引き上げるといふこと、これは人勧に沿ってされるものであり、仮にこれを行わない場合は、職員採用に当たっての影響もあるというふうに考えます。

さらには、今、会計年度任用職員の方々、非常に安い給料となっております。この方々へのプラスの条例となるというふう考えた場合に、この条例について成立することが望まれるというふうに考えます。

以上で、賛成の討論といたします。

○議長（安永 友行君） それでは、引き続き討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第8、議案第64号吉賀町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 賛成多数です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

日程第9. 議案第65号

○議長（安永 友行君） それでは、引き続き日程第9、議案第65号令和4年度吉賀町水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑はこれで終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第9、議案第65号令和4年度吉賀町水道事業会計補正予算（第1号）を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

日程第10. 議案第66号

○議長（安永 友行君） 日程第10、議案第66号令和4年度吉賀町下水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑は終わり、これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第10、議案第66号令和4年度吉賀町下水道事業会計補正予算（第2号）を採決します。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

日程第11. 議案第67号

○議長（安永 友行君） 日程第11、議案第67号令和4年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑はこれで終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第11、議案第67号令和4年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

日程第12. 議案第68号

○議長（安永 友行君） 日程第12、議案第68号令和4年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案についても質疑が保留してあります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようです。質疑はこれで終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第12、議案第68号令和4年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

日程第13. 議案第69号

○議長（安永 友行君） 日程第13、議案第69号令和4年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようです。質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第13、議案第69号令和4年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

日程第14. 議案第70号

○議長（安永 友行君） 日程第14、議案第70号令和4年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第14、議案第70号令和4年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。ここで10分間休憩します。

午前10時59分休憩

.....

午前11時09分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き、会議を再開します。

日程第15、議案第71号

○議長（安永 友行君） 日程第15、議案第71号令和4年度吉賀町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。10番、中田議員。

○議員（10番 中田 元君） 12ページの総務費の選挙費がありますが、総務課長の説明で、参議院選の不用額という説明は、この前お話がありました。この中で、皆マイナスですけど、期末手当の任用職員というのがマイナス20万円になっておりますね。この参議院選挙というのは、1年も2年もあるわけじゃありませんので、この20万円を使わなかったから不用額なんですけど、なぜこの期末手当というのが1か月かそこらのところで予算額に上げてあるのかどうかというところをちょっとおかしいような気がするんですが、なぜここで20万円が不用になったのか、その辺の元が予算を上げていること自体が、選挙費用として上げているのが、ちょっと変なような気がするんですが、その辺の説明をちょっと伺いたいんですが。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） 予算書12ページ、中段の部分でございます。会計年度任用職員さんへの期末手当ですけれども、一定期間以上の雇用が見込まれる方、あるいはもう既に一定期間以上の雇用がある方、そうした方々が対象になるということでございます。

それで、選挙を執行する際の、いわゆる会計年度任用職員さんの雇用なんですけれども、期間については、その期末手当の対象となる期間になる可能性がケースによってはあります。そうし

たところで予算計上させていただいているということがまずあります。

実際に、それで結果として雇用がそこに収まるのか収まらないのかで、また期末手当を支払うのか支払わないのかという部分が出てきますので、そうしたところでの整理というところで見ただけであればというふうに思います。

○議長（安永 友行君） 10番、中田議員。

○議員（10番 中田 元君） 一定期間というのは、結局半年以上とか1年という経過になるんじゃないかと思うんですが、期末手当を払うということになれば、参議院選挙でも衆議院選挙でもですが、事前準備にしても2年も3年も前から段取りをするわけではないんで、この参議院選挙、大体この頃というのは分かって、2か月かそこらで払うのに、何かこう不自然なような気がするんです。

今までこのケースによってはあるということなんですが、今まで、例えば参議院でも衆議院でもですが、この期末手当を支払ったという実績があるわけですか。あるから上げているわけですかね。

想定外のことが、あまり期末手当とかそういうふうなものを払う期間、雇うほどの期間は多分ないと思うんですが、たまたま会計年度任用職員の方が他の業務に当たっておって、たまたまその選挙事務のところに払うときが来たら払うという、この選挙費用から払うということはあるかも分かりませんが、そういうふうな想定でこれを払っているのかどうか、ちょっとよく分からないです。

普通でしたら、臨時職員雇ったら2か月かそこらなんで、払うことがないんで、この期末手当そのものを予算計上しないと思うんですよね。その辺のところをちょっとはつきり……。

別にこのマイナスになったんだからいいじゃないかということはあるんですが、その辺のところをちょっとはつきり分からんから教えていただけないかと。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） 多分にちょっと記憶の範囲になって恐縮なんですけれども、参議院選挙を執行する際に、会計年度任用職員の雇用を行いました。

その際に、既に他課で雇用されている方を、一時的にこちらの選挙のほうでお手伝いをいただいたというような流れがございまして、当然その雇用期間については通算していきますので、主たる業務を行っていただいたところでの期末手当の支払いが、そこで時期が来たというようなところで、恐らくこうした期末手当の想定をした上で、結果として今回は不用額の部分を減額させていただいたというような、こうした流れがあったところ、今議員さんがおっしゃられたように、選挙だけでいえばおよそ2か月前後で、雇用期間は大体そこら辺なんですけれども、実際それについては別の業務で役場のほうで雇用されていた方を、引き続きちょっと選挙のほうでお手伝いをい

ただいたということで、雇用期間が継続したというような、そうしたことの想定を、一番最初にそういう想定で予算を計上していたという、そうした流れもあったというふうに考えております。

○議長（安永 友行君） 1番、桜下議員。

○議員（1番 桜下 善博君） 21ページの005で、中学校施設整備事業費ということで5,983万3,000円が計上されております。これは先日の説明で、中学校のエアコンの設置ということで、15室25台分という説明がありましたが、これで町内の小中学校のエアコン設置については、もう全て完了でしょうか。もし残っているところがあればお示しをください。そして、その残っているところの対策はどうするのか、いつ頃の予定なのかをお聞きします。

○議長（安永 友行君） 大庭教育次長。

○教育次長（大庭 克彦君） 失礼いたします。

21ページの005です。議員おっしゃいますように、今回中学校の特別教室の空調機の設置の予算を計上させていただいております。小学校については、既に終了しております。これが終了しますと町内8校、小中学校の普通教室、それから特別教室に関しては空調設備が整うということになります。

学校施設の中で、そういったものがないというところは、体育館というふうになろうかと思えます。この体育館につきましては、現在のところ、ちょっとまだ整備をするというところの計画は、出していないということでございます。

○議長（安永 友行君） 6番、松蔭議員。

○議員（6番 松蔭 茂君） 8ページの歳入で、諸収入、雑入、ここに自治体DX推進交付金というのがありますが、ちょっと誠にお恥ずかしい質問なんですけど、DXとはどういう意味なんですか。デラックスの意味か、それともDXの次に何か、DXトランス何とかというようなことも聞いたことがあるんですけど、最近の新聞紙上でDXというのが至るところに使われておる。金額は少ないんですけど、どういう意味のものかをお聞きします。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） 予算書8ページの下段ですけれども、自治体DX、そのDXですけれども、これデジタルトランスフォーメーション、略称DXというものです。中身について、一言でというとなかなかこれ難しいですけども、いわゆる人、それから、これで言うと情報、要するに人、情報、そうしたものがこれまでとはもう一つ段階が上がって、いろいろな情報という言い方しましょう、情報が新しい形で伝える、伝わる、そうしたものが時代になっていますというような全体の流れなんですけど、そうした動きの中で、これは国のほうがこうした名称をおつけになられて、これに関連して様々な、国で言えば政策ということになりますが、政策を行います。そして、今もなお行っているというような、全体としてはそうした流れになります。

象徴的な話で、象徴というか、今一番注目されているのはマイナンバーカードを活用した様々な政策・施策というものがあろうかと思えます。今はこれが一番注目されていると思えますけれども、それを活用して、いわゆる行政が行うことの効率化であったり、あるいは住民サービスの向上であったり、そうしたものを行っていくというような流れでありまして、それを総称、ひっくるめてデジタルトランスフォーメーション、ちょっと横文字であれなんですけど、そうした呼び方で物事が今進められているという、こういうことでもあります。少しこの言葉自体は、いろいろな要素を含みますので、なかなかこれを、はっきりこれだというふうな言葉ではなかなか言い表せないんですけども、今申し上げたようなイメージを持っていただければというふうに思います。

○議長（安永 友行君） 5番、河村由美子議員。

○議員（5番 河村由美子君） 17ページなんですけども、商工振興費のことなんですけど、緊急中小企業者の支援金というのが30万円掛ける40件で1,200万円出ているんですけども、これは当初の見込みより40件増えたということですよ。ということは、ものすごく疲弊したというか、購買力が減ってきたという現状があるわけなんですけど、そうした中で来年度の当初予算の中でも補助金、委託金、全て10%カットというような方向が示されておりますけども、いわゆる地域の商店街というのが、今商工会員が290件ぐらいなんです。そうした中でコロナ資金という融資があったんですけど、約3年前です。それが、ここが95件、金額幾らだと思いますか。15億6,000万円です、この町内で借りた人が。それが来年度のもう返済が始まるんですけど、この前の新聞では、山陰中央に出ておりましたが、おおむね返せるだろうというのが約84%ぐらいでしたか、ちょっとこれは緩和してもらったり、返済見送りとかそういうことをしてもらわないと返済が厳しいだろうというのが帝国データバンクの調査です。

だけど、ここはそういう数字よりはるかに返済が厳しいという数値が高いんです。そうした中で、現状先ほどの職員の給与のこともありますから、お互いが痛み分けをしないといけんという時代があると思うんです。そうした中で、今実際各所管があると思うんですけど、いわゆる町内でも二次製品なんかを扱うところから、当然購入せにゃいけんものが、ちょっと安いからというようなことで町外から買っているのがどのくらいあるもんかなという、これ関係ないと言えばそうなんですけど、いわゆるこれだけ疲弊しているという現実がある中で、やはりもう商店街の人がみんな言っているんです、あと5年したら商店街ほとんど閉めるようになるよと。そういう現状で我々が生活しとるわけなんですけども、そういったところで各課においてどれくらいあるもんかなというのがある。仮にあったとすれば、なぜ町内で買わないのか、その辺のところ、やはり総務課なんか特に総括ですから、その辺のところをびしっと押さえて、税金は誰が払っておるかとか、その辺のところをよくよく考えて、今後の方向というのをびちっとしてほしいという思

いがあるんですが、いかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 河村議員、なんと話が広がったんで、なかなか答弁難しそうなんで、しばらくお待ちください。

岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 少し幅広の答弁になって申し訳ないんですけど、いわゆる役場で庁用で使う消耗品とか物品もそうでしょうが、それを役場でどのぐらい、どのセクションがどれだけの町内のシェアがあるかと、こういう話だろうと思いますが、端的に言ってつかんでおりません。

ですから、それぞれの原課のほうでそうしたものは調達をいたしますが、まず小さいことから、例の文書管理システムを入れた関係で、非常にそうした文具類はまず少なくなっていると思います、まず必要とするものがです。ですから、そうした類いのはかなり減っていると思いますけど、そうした消耗品も含めて、これは工事発注と同じなんですけど、考え方は。

まずは、町内で求められるものはまずそこ、それらがどうしても無理な場合であるとか、本当緊急を要するもの、そうしたものについては、他の手段で買うということになると、やはり町外から調達をしなければならないということでございますけど、基本的には町内にある店舗さん、商店街のほうから調達をさせていただくという姿勢は、通常の工事の発注のところと何ら変わるものではございませんので、そうした姿勢で臨んでおります。

申し上げましたように、それぞれの原課のほうで、どのぐらいの町内で調達をしているシェアの部分については、今つかんでいないということを申し添えておきたいと思います。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。10番、中田議員。

○議員（10番 中田 元君） 21ページですが、社会教育費の21ページの一番下ですが、003の公民館の事務局管理費で、改修工事費が66万円というのがありますが、あれはどこをどのように直されたのか、説明をお願いします。

○議長（安永 友行君） 大庭教育次長。

○教育次長（大庭 克彦君） 失礼いたします。

公民館の改修工事費についてです。七日市公民館について、消防設備、この消防設備の点検で不具合が発見されました。こういった消防設備でありますので、早急に改修をしなければならないということで、今回それに係る予算を計上させていただいたところでございます。

○議長（安永 友行君） 9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） 11ページの電算管理費でございます。電算管理費のシステム開発設計委託料でマイナンバー関連というふうに言われております。今マイナンバー、町としてもカードそのものの取得も進められているわけですけども、一方で全体の仕組みの中で、個人情報がかような形で担保されるのか。

今、いろんな加工をして、個人が特定されない形で使われるものも含めて、いろんな形で国が情報を集める。その情報が民間にも、あくまで個人が特定されないという条件がついているというふうに聞いていますけども、民間にもそれが行くことがあるというふうにもお聞きをしています。

もう一つ、自分の情報が知らないところで動くんじゃないかというふうに心配をされている町民の方もおられますので、個人情報そのものが、これを進めることによって違うところに、知らないところに行ってしまうんじゃないかという危惧に対して、ちょっと御説明をお願いします。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） 個人情報の取扱いについてということでございます。

マイナンバーカードの導入云々に限らず、現時点においてのその取り扱いについては、町が設けております個人情報保護条例、これを基本として取り扱う、これは常にそうしたものであろうというふうに思います。

一方で、マイナンバーカードに代表されるように、日々そうした環境がどんどん進んでおります。実際にそれが制度・政策の中で、きちっとそこに個人情報の取り扱いとそうしたいろいろなその環境にずれが生じないように、常にその取り扱いには注意をしていかなければいけないというふうに思っております。

一方で、マイナンバーカードそのものについては、これは国が推進しておるところもあります。国におかれましても、そうした部分についてのいろいろな手だてといたしますか、方策も行っておられるということでもありますので、国の取り扱い、それから町の現行の取り扱い、それからこれから予測されるであろうそうした部分について、十分注意をしていかなければいけないというふうな考え方、こうしたものを常に頭に置きながら、行政事務、個人情報の取り扱いを行っていくべきであろうというふうには思っております。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） ちょっと単純なことをお聞きいたします。歳入の7ページで、地方交付税の普通交付税が上がっております。この予算をすることによって留保している分、金額についてお知らせください。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） 今回の補正後ということでございまして、普通交付税1,217万7,000円であります。

○議長（安永 友行君） 9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） 20ページで、学校給食費のところでは人件費について今回出されておりますが、ほかの他課のところでは今の物価高騰、経費の上がるということで予算計上もされ

ておりましたが、学校給食においては、そのような状況というのは現時点では必要ないということになっているのか、その点をお聞きします。

○議長（安永 友行君） 大庭教育次長。

○教育次長（大庭 克彦君） 失礼いたします。学校給食のほうで物価高騰に関することの影響はないかというところで、恐らく食材費のことをおっしゃられているのだらうと思います。給食に係る食材費のほうでも、やはり価格が上がってきている品目がございます。現在のところ、その高騰に対する補正等はしておりませんが、予算の範囲内で賄えるというふうに思っておるところでございます。確かに品目によってはそういった高騰を受けているものがございます。

○議長（安永 友行君） 9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） 今の御答弁にもありましたが、以前お金がないということで、やっぱり給食のレベルが下がったことが、随分前ですけれどもございました。そういうことで、子どもたちが食べるものですから注意して、全体の給食のレベルが下がらないように、単価が安いからこっちのほうに、違うものに変えるということがいいか悪いかということも含めて、やっぱり子どもたちが楽しく給食に向き合えるようなものが継続されるということが大事だと思っておりますので、注意をして見ていていただきたいんですが、その点いかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 大庭次長。

○教育次長（大庭 克彦君） 給食の質が下がらないようにという御意見だろうというふうに思っております。

給食の食材につきましては、できるだけ町内のもので賄えるものに関しては町内のものを活用しながら、そういったところがなかなか難しい品目に関しては町内の業者さんから、それから、それでもというところになれば、県の給食会とかそういった形で入れさせていただいています。ものを比較して安いほうからというような、そういった取扱いは、今のところしていないというふうに思っております。

それから、学校給食につきましては、給食費の中で賄っていくというところがございます。これまでちょっと年度末のところでは、少し食材をいろいろ工夫しながらやったというようなこともあったようにお聞きしております。できる限りそういったことがないように、年間を通じて注視しながら対応してまいりたいというふうに思います。

○議長（安永 友行君） 2番、村上議員。

○議員（2番 村上 定陽君） 15ページの、このたびの医療・介護統括管理者とあと弁護士の方の報酬の件なんですけど、弁護士の203万円というのが出ておりますが、これは先般の説明でも六日市病院の施設の買取りといいますか、取得ですか、そのほうでも併せてこの弁護士先生にお願いするということをお聞きしましたが、そのときも説明がございましたが、そもそも顧問弁

護士さんもおられるわけで、この取得に関しての方法を、今まで考えておらずいきなりこの弁護士先生に相談されるのか、それとも、今まで顧問弁護士先生にそういう取得の相談も併せてしておられたけど、この顧問弁護士先生では言葉悪いですけど、頼りないからこういう専門知識を持っておられる弁護士先生を雇うという、ほかのこともございますが、法律的なことがございますが、雇うという決断になったのか、その辺お聞かせください。

○議長（安永 友行君） 永田課長。

○医療対策課長（永田 英樹君） お答えさせていただきます。

町のほうにも、町村会のほうには顧問弁護士の先生おられるというところで、これまでも、る、様々御相談のほうはさせていただいておったところでございます。

ただ、今回やはり医療に特化したというようなところでございまして、やはりその部分の精通した方、専門家の確保が必要であろうというようなところで、今回大分の山本弁護士のほう御紹介いただきまして、そちらのほうと協議させていただきまして、今回予算のほうを上程させていただいたところでございます。

建物の取得のところにつきましては、これまで町村会の顧問弁護士のほうと具体的な協議のほうはまだ行ってはおりません。この部分につきましては、今回予定をしております山本弁護士のほうに専門的に御相談させていただいて、取得方法としていろいろと御助言等々は、今いただいております状況なんですけれども、様々な方法があるというようなところでございます。

評価方法についても、どういった形で評価をしていくのか、当然売手のほうと買い取るほうとではそれぞれ考え方も相違がございますので、そういったところ、専門的な見地からいろいろと折り合いをつけるといいますか、妥当なところを導き出していかなければならないというふうにご考えておりますので、そういったところでも、それだけではないんですけれども、そのほかにもクリアしなければならない医療の問題がございますので、そういったところに専門的部分を相談させていただいて、よりよい方向に実現できていったらいいなというふうにご考えておるところでございます。

○議長（安永 友行君） 2番、村上議員。

○議員（2番 村上 定陽君） もう予算のことではございません。関連ですでお聞きしておきますが、そもそも6月に評価委員会がありまして、行政のほうの判断で公設にし得るという判断をされたその前に、もうこの取得方法というのは考えておかないと、公設にできるとかできんとかの判断重要な部分がございますので、それが無いということがちょっと疑問に感じておりましたので、質問させていただきました。こうやって取得方法もこれから考えられるのですが、慎重にやっていただけたらと思いますのでよろしいお願いいたします。

以上です。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） すみません、15ページの予防費、予防接種費で、かなり予防接種受けるにしても、いろいろと高額な予防接種がありまして、いろいろとこれ、この予防接種はコロナでなく普通の帯状疱疹とかいろんな、皆さんからも高額でああいう予防接種についてのいろんな支援ができないかと、これも1回ではなく何回も受けにやいけんというような話もありまして、そういうところを保健福祉課のほうどういうふうに予防接種について考えておられるのかお聞きします。

○議長（安永 友行君） 中林保健福祉課長。

○保健福祉課長（中林知代枝君） 失礼いたします。予防接種全般というところでございます。

今、新型コロナウイルスワクチン接種も実施をしております、オミクロン対応ということで、これは無料でやっております。

あと同時に、今季節性インフルエンザのほうもやっております。これにつきましては、小児、それから高齢者について助成を行っているところでございます。

それから子ども、妊婦、そういったところの予防接種につきましては、国のほうで定められております料金につきましては、町のほうで助成をしつつ個人負担もあるというような制度設計がされているところでございます。

来年度といいますか、今年度ちょっと考えているところは、今、帯状疱疹で、50歳以上の方で重症化しやすいというところでテレビ等で報道しているというところもございます。そういったところを今うちのほうでも協議をしております、制度設計のほうを今考えておるところで、令和5年度でやる予定で今準備を進めているところでございます。

○議長（安永 友行君） ほかに、3番、三浦議員。

○議員（3番 三浦 浩明君） すみません、確認ですが、先ほどもありましたが、11ページのマイナンバーカードについてですが、今の分かる直近の加入率、それから直接身近なところで健康保険証の代わりという、いろいろ特典もあつたりもするんですが、健康保険証の代わりということで、今病院とか医院とかいろいろありますけど、そののやっぱり機器の体制とか、その辺がないと健康保険証使えないと、そういうことがあつたわけですが、その辺の町ではないかもしれませんが、病院自体の今からのそういった機器の準備等と、国からもいろいろ支援があるかもしれませんが、そのことを聞きます。

それから、メニューが健康保険証、交付金受け取りとかありますけど、これから将来に向けていろんなメニューが増えていくのかと、それをちょっと確認したいと思います。

○議長（安永 友行君） 榎木課長。

○税務住民課長（榎木 昭典君） お答えします。

マイナンバーカードにつきましては、直近のデータでいいますと11月30日の状況なんですけども、申請が3,946、申請率が今66%です。それから、交付が3,117で交付率が52%といった状況です。

吉賀町としましても、できるだけ多くの方に申請をしていただき、交付、受け取っていただくということで、ちょうど今ケーブル放送で啓発もしておりますし、それからサロン等とか、それから公民館で、出前で申請のお手伝いをするということも今取り組んでおります。また、1月ぐらいには申請用の機器を準備して、役場の窓口でお手伝いできればというふうにも思っております。

それから、病院等の状況ということですけども、すみません、全てうちもその状況を聞いて回っているわけではないんですけども、以前からの情報でありますのは、町内全ての病院で機器が入っているといった状況にはありません。病院でいいますと2か所、それから薬局で2か所というような状況です。そのほかの病院につきましても、今手続きをしているといった情報も聞いておりますので、少し時間がかかるかもしれないけども、保険証として使えるようになれば、全ての病院で対応していただけるんじゃないかというふうに思っております。

以上です。

○議長（安永 友行君） 3番、三浦議員。

○議員（3番 三浦 浩明君） もう一点ありまして、今後健康保険証等々以外にもいろんなメニューは入ってくるのかと、そういう情報があれば教えてください。

○議長（安永 友行君） 榎木課長。

○税務住民課長（榎木 昭典君） これは、総務省の事業でマイナポータルという形で、先ほど総務課長のほうからもありましたように、自治体DXの一環としてこれを利用していこうということにもなっておりますので、今後いろいろ増えていく可能性はあると思います。現在のところでは、直近のところでは今保険証ということですけども、具体的に何というのはまだ詳細な情報を持ち得ておりませんが、今後はいろんな活用ができるようにはなると思います。

例えば、税の確定申告なんかをインターネットによってやろうと思えば、このカードがやっぱり必要だということもありますので、いろんな活用に今からされるようになるというふうに思っております。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 11ページの003、5の財産管理費なんですけど、庁舎の維持管理費で、この議会なんかの扉があるんですけど、これはノブだけ替えるのか、それとも戸を全部を横にずらして開けるほうに替えるのか、その辺をお伺いします。

○議長（安永 友行君） 野村課長。

○総務課長（野村 幸二君） 今、現行が回転式というか、というものですけれども、今度新しくはレバー式です。押して開くというレバー式に切り替えると、こういう内容で今考えております。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） ノブだけが変わるんであって、ドアそのものは変わらないということですか。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） 大変失礼しました。引き戸タイプではなくて、現行のドアの開閉ですから、先ほど申し上げたとおり、回転式をレバー式に変えるという内容でございます。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） この改修は、障がい者のためにやるのか、それともぼろだけ変えるのか、その辺をお伺いします。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） 今、議員がおっしゃられるとおおり、1つの考え方としては、障がいをお持ちの方、そうした方の負担軽減というものもでございます。さらに申し上げますと、これまで続けておりますコロナ対策という部分で申し上げますと、直接こうドアノブを握るところからレバー式になりますと、一部はやっぱ触らざるを得ませんけれども、少しそこの接触部分が軽減されるというようなところがあるかと思えます。前段申し上げました障がい者の方のためという部分も含みつつ、全体の話をしてみますと、今や施設についてはバリアフリーとか、そうしたものが求められる時代でもございますので、そうした部分を意図して今回、改修予算を計上させていただいたというところでございます。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 引き戸っていうのは、こう開くんですが、私も障がい者になりました。扉をこう開けるのは、ものすごい不便なんです。ただこうずっと、障がい者のあそこのトイレがありますが、ああいうドアでしたらすごい簡単に開くからいいんですけど、こういう引き戸っちゅうのは、なかなか難しいんです。障がい者のことはあまり考えていないとは言わないうんですけど、そういうことも少し含めてもう一度検討はできないのか、お願いします。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） 現計画におきましては、先ほど私のほうから説明させていただいたとおりです。

今、議員がおっしゃられたその内容なんですけれども、まだ工事が始まったわけではございませんので、極力そうした部分のところを、技術的な部分がありますので、どこまでというところは申し上げられませんけれども、少しそこの部分も検討しつつ工事を進めさせていただければとい

うふうに考えております。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。11番、庭田議員。

○議員（11番 庭田 英明君） 先ほども質問がありましたが、15ページの地域医療対策費のことで1点だけお聞きします。

いろいろな説明がありましたので、大体、六日市病院の方向性というイメージは、勝手なイメージでできるわけですけど、ここに木谷氏の任用期間が2年間、令和6年までと思いますけど、ということが明記してありますけど、法律事務所との契約は何年というのが出ていないようなんですけど、これも2年と解釈してよろしいんですか。

○議長（安永 友行君） 永田課長。

○医療対策課長（永田 英樹君） お答えをいたします。

今回は、とりあえず3月末までの予算ということで計上させていただいておりますけれども、やはり具体的に地域医療を守る部分での御支援というところになると、やはりある程度、期間が必要というふうに考えております。

山本弁護士ほうからはやはり1年半ぐらいは関わっていく必要があるのではないかというような御助言等も頂いておるところでございますので、一応、木谷先生のところは2年というところでありまして、1年半から2年程度は御支援いただくようになるのではないかというふうに考えておるところでございます。

○議長（安永 友行君） 11番、庭田議員。

○議員（11番 庭田 英明君） 弁護士のほうからそういう要望があるんなら今から多分、いろいろなタフな交渉が出てくることも想像できますので、3月いっぱいというのではなくて、なるべく向こう様の要望に沿った要求をのんで、町の財政負担なり、いろいろな負担が少なくなるような方策を取るべきだと思いますので、その辺のところはしっかり対応していただきたいと思えます。

○議長（安永 友行君） 永田課長。

○医療対策課長（永田 英樹君） 町といたしましても今回、山本先生には最大限、御支援等々賜りたいと思いますので、そういった今、議員、御指摘のような十分な支援体制が取れるような形で適切に対応してまいりたいというふうに考えております。

○議長（安永 友行君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第15、議案第71号令和4年度吉賀町一般会計補正予算（第6号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

12時も過ぎましたので、日程第16以降については、午後1時から行います。

休憩します。

午後0時03分休憩

.....

午後1時01分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き、午後の会議を開きます。

----- . ----- . -----

日程第16. 発議第6号

○議長（安永 友行君） 日程第16、発議第6号介護保険制度を介護する人・受ける人がともに大切にされる制度へ改善することを求める意見書（案）を議題とします。

本案についての総務常任委員会の報告を求めます。3番、三浦総務常任委員長。

○総務常任委員長（三浦 浩明君） それでは、発議についての審査報告を述べます。

吉賀町議会議長安永友行様、総務常任委員会委員長三浦浩明。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

記。

1、事件の番号、発議第6号、件名、介護保険制度を介護する人・受ける人がともに大切にされる制度へ改善することを求める意見書（案）。

2、審査年月日、令和4年12月5日。

3、審査結果、全員賛成で可決となりました。

以上です。

○議長（安永 友行君） それでは、ただいまの委員長報告に対しての質疑を許します。質疑はありませんか。4番、桑原議員。

○議員（4番 桑原 三平君） 介護保険制度を介護する人・受ける人がともに大切にされる制度

へ改善することを求める意見書（案）と表題にあります。この委員会での調査、審議の過程において、現在、家族介護、家庭内での介護の問題が取り上げられております。このことについて調査、審査をされましたか。お伺いします。

○議長（安永 友行君） 3番、三浦委員長。

○総務常任委員長（三浦 浩明君） 今の質問に回答いたします。

家族介護について審議されたかということですが、その点については審議しておりません。というのは、このたびのこの意見書は、国の方針によって3年に1回の改定ということですが、その国の指示に基づいて、この文書にも書かれておりますとおり、利用料、その他いろいろな用具の貸与とか、細かいことを言いますとそういった部分を、大まかな国の指示に対しての吉賀町の影響とか、そういったこともありますが、国の指示に対しての審議でありますので、まだ家庭介護については審議はしておりません。

以上です。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第16、発議第6号介護保険制度を介護する人・受ける人がともに大切にされる制度へ改善することを求める意見書（案）を採決します。この発議に対する委員長の報告は原案可決です。この発議は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 賛成多数です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

日程第17. 閉会中の調査報告について

○議長（安永 友行君） それでは、日程第17、閉会中の調査報告についてを議題とします。

お手元に配付したとおり、経済常任委員長から報告書が提出されております。経済常任委員長からの報告を求めます。7番、河村隆行経済常任委員長。

○経済常任委員長（河村 隆行君） 読み上げての報告とさせていただきます。

吉賀町議会議長安永友行様、経済常任委員会委員長河村隆行。

委員会調査報告書。

閉会中の調査事件について、会議規則第77条の規定により下記のとおり報告します。

記。

1、調査事件、件名、森林資源の活用と森林管理について。

2、調査事件の経過、①令和4年11月17日、先進地視察。視察先は津和野町日原。内容、バイオマスガス化発電について。

②令和4年11月17日、現地視察。視察先は幸地地内町有林。内容、森師の活動状況について。③令和4年12月6日、委員会を開いております。

3、調査事件についての報告。

木の駅プロジェクト事業・実施から、バイオマスガス化発電事業実施は、森林資源を有効活用し、地域活性化、地域再生計画を策定し、まちづくりの1つの柱としたものである。

このことは、職員の意気込みとトップの理解の賜物であり、本町も津和野町同様、森林資源について活用していく必要がある。

原材料の受け入れも可能であり、またチップの供給や発電施設への協力もできるとのことである。

現在、町が取り組んでいる、森師研修事業を拡大させていくことが必要である。エネルギーの自給も考え、町の自主財源確保にもつながるので、大いに取り組むべきではないか。

以上です。

○議長（安永 友行君） 以上で、経済常任委員長からの報告は終わります。

日程第18. 閉会中の継続調査について

○議長（安永 友行君） 日程第18、閉会中の継続調査についてを議題とします。

総務、経済、広報広聴の各常任委員長から会議規則第75条の規定に基づき、お手元に配付のとおり、閉会中の継続調査の申出書が提出されております。

お諮りをします。申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認め、よって、申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

日程第19. 議員派遣の件について

○議長（安永 友行君） 日程第19、議員派遣の件についてを議題とします。

お手元に配付したとおり、1件の研修会へ議員を派遣したいと思っております。これに御異議ありま

せんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認めます。よって、お手元に配付したとおり、議員派遣することに決定をしました。

ここで、町長より発言を求められております。これを許可します。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、定例会の閉会に当たりまして御挨拶を申し上げたいと思います。

まずは議案等についてでございます。

本定例会に執行部側から提案いたしました大方の議案につきまして可決、承認の議決を承り誠にありがとうございました。

ただ、議案第63号につきましては否決ということでございます。これは私の不徳の致すところでございます。この否決の内容を真摯に受け止めて引き続き、職務に精励をしまいたいというふうに思っております。

また、今回も議案審議及び一般質問の中で多くの貴重な御意見を頂いたところでございます。このことにつきましては、今後の事務執行においてしっかり反映をさせていただきたいと思っております。

次に、今後予定しております連携協定についてであります。

現段階の状況ということで議会のほうへ御報告を申し上げておきたいと思っております。

島根県におかれましては、今後、有機野菜の産地づくりを進めていくために生産から加工まで一貫して行い、地域農業の活性化を理念に掲げ、国内各地で事業展開しておられます楽天農業株式会社との連携を計画しておられます。そこでこのたび、今、申し上げました楽天農業株式会社、JA島根、島根県、さらに吉賀町を含む島根県西部の4市5町との間で連携協定を締結する運びとなりました。詳細につきましては、今後、島根県担当部局のほうから報道発表されることとなりますが、議会閉会後の行事となりますので、議員の皆様にあらかじめお伝えをさせていただきたいと思っております。

さて、今年も残すところあと20日余りとなりました。今年を振り返ってみますと、世界的には引き続き、新型コロナウイルス感染症が猛威を振るいまして人々の生活や経済に大変大きな打撃を与えた年でございます。世界を震撼させたロシアによるウクライナ侵攻という厳しい現実もございました。

国内においても残念ながら悲惨な事件が多く発生いたしました。それを代表するのが安倍晋三氏への銃撃事件でございます。

議会でも私の意見を述べさせていただきましたが、理由がいかなるものであれ、決して許され

る行為ではないということを改めて申し上げておきたいと思ひます。

また、当町御出身で文化勲章受章者であります名誉町民の森英恵先生が老衰により御逝去されるという訃報にも接することとなりました。森先生のこれまでの御功績に敬意を表するとともに安らかなる御冥福をお祈り申し上げたいと思ひます。

なお、この御逝去に伴います吉賀町としてのお別れ会についてでございますが、御親族様との調整が叶いまして、年明け1月の22日、土曜日でございますが、午後のところで開催する予定で今、事務を進めているところでございます。準備が整いましたら、改めて御案内を申し上げますので、ぜひとも御参列のほどお願いを申し上げておきたいと思ひます。

町内におきましては、かねてからの懸案事項でありました地域医療や旧六日市医療技術専門学校の利活用、新型コロナウイルス感染症対策に奔走した一年でございました。

また公民館主事の2人体制やふるさと応援大使の委嘱など、成果を上げることもできましたし、新たに環境問題、マイナンバーカード普及やみどりの食料システム戦略などの課題にも精力的に取り組んでまいりました。

さらに9月には台風14号の襲来によりまして、近年にない被害を受けたところでございます。必要な財源確保を含めまして被災箇所の1日も早い復旧復興に努めてまいりたいと思ひます。

そして、役場におきましては、議会で御説明いたしました予算編成方針に基づきまして来年度の当初予算の事務に着手をしております。地方財政を取り巻く環境は依然として厳しい状況ではございますが、町民の皆様には大きな成果を十分実感していただけるような予算を職員挙げて取り組んでいきたい、編成をしてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

最後に、改めてこの一年の御支援、御協力に感謝申し上げますとともに、迎える新年が議員の皆様をはじめ御家族、そして町民の皆様にとって輝かしい年になりますこと御祈念申し上げたいと思ひます。

言葉足らずではございますが、今定例会と今年一年のお礼を含めた御挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

○議長（安永 友行君） 以上で、本定例会の会議に付された事件は全て終了いたしましたので、これで会議を閉じます。

令和4年第4回吉賀町議会定例会を閉会いたします。御苦勞でございました。

午後1時16分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員